

1 議事日程(第2号)

(令和5年第4回久山町議会9月定例会)

令和5年9月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番 | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲 | 4番 | 本田光 |
| 5番 | 末松裕 | 6番 | 阿部恒久 |
| 7番 | 山野久生 | 8番 | 荒巻時雄 |
| 9番 | 佐伯勝宣 | 10番 | 只松秀喜 |

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 6番 | 阿部恒久 | 7番 | 山野久生 |
|----|------|----|------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長 | 西村勝 | 副町長 | 佐伯久雄 |
| 教育長 | 重松宏明 | 経営デザイン課長 | 中原三千代 |
| 会計管理者 | 佐々木信一 | 上下水道課長 | 久芳義則 |
| 福祉課長 | 稲永みき | 都市整備課長 | 大嶋昌広 |
| 税務課長 | 川上克彦 | 総務課長 | 久芳浩二 |
| 町民生活課長 | 井上英貴 | 産業振興課長 | 横山正利 |
| 教育課長 | 江上智恵 | 健康課長 | 亀井玲子 |

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 小森政彦 | 議会事務局書記 | 城戸貞人 |
|--------|------|---------|------|

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） おはようございます。

私は、3項目質問いたします。本来は5項目でございましたが、3項目になっております。

順番にいきます。

昨日、町長からご報告、ご説明がございました課税誤りと役場機構の在り方ということでございます。

5月に固定資産税の課税誤りで町に還付金が発生しまして、対処したという報告が6月6日に町より議会にありました。経緯等の説明が十分でないと感じます。

①地方税法第17条に、「地方団体の長は……」ということで、これは首長、町長がこの対処をするということで条文がございますが、この過誤納金の還付について条文がありますけれども、町長は今回、一連の動きでどのような措置を取ったのかということでございますが、昨日町長の方から、これは調査報告という形で一連の、一通りの説明は大体ございました。本来でしたら、全員協議会で、なぜこういった事態になったのかというのを掘り下げてやらなければならないんですが、なぜか町長の方から報告ということがございましたが。ですから、これが①番ということは、本来でしたら割愛なんだろうけれども、ちょっと聞いておまして、幾つか疑問点がございましたので、お聞きいたします。

これは、なぜ調査報告という形になったのでしょうか。といいますのは、6月6日、担当課より説明がございました。副町長同席でございましたが、一通りこれは調査をやっておった後でございます。昨日、町長から報告を受けた、ほかにも同様の事例がないかどうか調べたということを知りましたが、6月6日、3カ月前に担当課長から聞いたこととほ

ぼ同じでございますが、なぜこういうふうになっておるのか。何の調査をしていたのか。お答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 調査の報告ということで、昨日も諸般の報告でさせていただいたとおりです。

まずは、6月6日の全員協議会の段階で報告をするに至るまでの間で、できる範囲のことを報告させていただきました。ただし、今回の案件がほかにもないかという調査を続けるという旨を、昨日の諸般の報告でも申しましたが、議長、そして副議長、総務文教常任委員長を含め、全員協議会へ振る前に引き続きやりますということで伝えていましたので、議会の場でその結果を報告しました。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 全員協議会をやる前ということでおっしゃられておりますが、結局全員協議会はやっておりません。本来でしたらこの場で、動画中継も始まっておりますが、やるには、掘り下げるにはどうかなという部分もございますし、この件で町長同席で全員協議会というのをやるということは、これはできないのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 昨日も諸般の報告でさせていただきましたが、私としては、今回まずはこういう事案がありましたということで、さかのぼって10年、起こったということについて報告をさせていただきました。それで、昨日もお話しさせていただいたように、私が就任前のことですが、幸いこういうことが見つかったということは、町民の皆さんにとって、ご迷惑はかけましたが、早期に発見できてよかったなと思っています。

それで、実際その件につきましては、議会の方で報告をさせていただきました。議会の方として、さらに9月においてもそういう場が必要であればということであれば、私の方も対応します。今回につきましても、諸般の報告をさせていただきました。幸い、他になかったということも報告させていただきましたので、その辺の報告を受けた上で、議会としてさらに必要であるということであれば、私の方からまたご説明をしたいと思います。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「分かりました。ちょっと」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） この点、細かいですが、1点だけ確認したいんですが、6月6日の時点である程度これを調査して、同じような案件はないということでしたが、その

後に調査したというふうなことを町長はおっしゃいましたけれども、それは正しいのでしょうか。6月6日の前に調査は行われている。そして、ほかの自治体も久山町と同じ時期に課税誤りを、これは公表した自治体を調べましたが、大体早々にこれは調査が済んでいるんですね。ですから、その後に調査というのはあれっと思ったんですが、どうなんでしょうか。6月6日の時点で、調査は終わっていたんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、これは②番の案件とも関わってくるんじゃないかと思いますが、重複してなった場合は申し訳ありません。今回のもの、この課税誤りについて、私は公表をする、当然それを隠す必要も全くありませんので、当然それについては議会に報告する。そして、その結果、再発防止策については対応するというで考えています。それについては報告もさせてもらっています。

それで問題は、議会に6月6日の時点である程度どうだったかという事前調査をやりました。ただ、その後に本当にまた同じことがあってはいけない、2回そういう誤りがあったことについて、次から次からあるということではできませんので、当然細部に対しての調査を実施するようにと。それをやりますということで、先ほども言いましたように、議長、副議長、総務文教常任委員長にはお答えをしています。だから、そういうことについてはやっています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。それで、昨日の町長の説明、調査報告ということで、あれっと思ったことをもう一つお伺いいたしますが、これは原因というのは私は聞いていないんですけれども、結局入力ミスということをおっしゃいました。しかし、6月6日の副町長の説明では、補正率の適用誤りというふうに説明を受けております。これは、補正率の適用誤りで、プラス入力する際に間違いがあったということで、それが10年分続いているというふうなことの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 昨日の調査報告のところで話させていただいた件について、もう一度そこについて復唱します。

本来、入力すべき補正係数を取り違え、システムに入力したため、本来の額よりも過大に納付するという状況になりましたと。これが原因です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 税務に、正直恥ずかしいのですが、疎い状況でございまして、ここ3カ月ほど本を買い込んで積ん読のような状態でございますが、ただ分かりにくい今のお答えだったような気がします。ただ、6月6日に副町長が私どもに説明されました、これもちょっと分かりにくかったんですが、画地、そういった雑種地の補正率の適用誤りだというふうにおっしゃいました。それを調べてみましたら、これは看過できないようなものじゃないかなというふうな条文がございました。これは、地方税法の417条に抵触します。これは重大な錯誤に当たるということで、不祥事のレベルです。入力誤りとはまたレベルが違う。副町長がおっしゃった補正率の適用誤り、こういったものを間違えるということは、こういった重い事態なんですよ。ですから、今回10年分続いていると。これが仮に単年度であっても、これは町長同席で早急に全員協議会を開き、また昨日の説明、一方通行の説明というふうには言わせてもらいますが、そうではなくて、いろいろ質疑で何でこうなっちゃったかというのを、掘り下げてやらなければいけなかったと思います、併せて町民に公表も含めて。その点はどうなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ②番の質問に入ったというふうに捉えていいですか。

（9番佐伯勝宣君「いやいやいや、違います」と呼ぶ）

今、併せてと言われたので回答が、ホームページの件は②番にありますので、その件は省いて報告、説明させていただきたいと思います。

（9番佐伯勝宣君「はい、はい」と呼ぶ）

まず、そういう案件について議員が調べられたというのは、一般事例であります。それについて、実際にそれに抵触していくかどうかとかいう判断というのは、私たち執行権の範囲で検討していくことになります。ただ、議員が、佐伯議員のご意見としてはそういうものであるならば、議会としてお話し合いをされて、それが必要であるという状況であれば、私にご説明をいたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 町長も前向きにご説明いただけるということでございますが、ただ一つ、せっきくの一般質問の場ですし、町民の方々も注目、関心を多少は持っていただける案件でございますので、言わせていただきますが、町民の税金でございますし、そういった看過できない状況であるならば、これは一方通行の報告という形ではなく、一度議員でこれは話して、あるいはプレス発表ということもしなければいけなかったのではないかと。何分、いろいろな還付金、返還事例というの載っていますし、率の誤りというの

は、これは軽くない不祥事に当たるということですので、その辺は、今までの対応も含めて、今後の対応も考えなければいけない状況ではないかというふうに思うんですけども。例えば、還付金が574万6,000円ありますけれども、これは後からになります、10年分還付してよかったのかどうかということも含めて、これは考えなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、それも含めて、これは看過できない問題であるというふうな認識、それはどうなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員が言われてある事例が、久山町の事例と該当して同じなのかどうかということは正直分かりませんので、佐伯議員の調査の内容についてここで議論する必要はないかなと思います。ただ、先ほどと同じ答えになりますが、この件につきましては、私たちが隠すとか、そういうわけではなくて、^{いんぺい}隠蔽するとか、そういうわけじゃなくて、当然住民の人に正しい情報として、今回の改善策をしていくと。当然、私としてはこれが発覚した、以前にあったことが発覚したわけですから、議会でも報告させていただいていますが、再発防止に努める、そしてそれをいかに今後こういうことがないようにするために伝えていくかというのが私の一番の責務ということはお話しさせていただいていますので、そういうふうにしていきたいと思います。

そして、何度もお話をさせていただきますが、それが果たしてそういう該当する案件なのかどうかというのは、こちらの方も当然調査をした上でやっていくということになっていきますが、ケース・バイ・ケース、事例によって違います。議会でそういう部分につきましては、佐伯議員のお話が皆さんの中でそういうふうになれば、当然そうだと思いますし、それにそれぞれ議員さんの皆さんのご意見というのは違うと思います。そういうことで、議会の方でしっかりと話し合いをされたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 次にいこうかと思ってましたが、違うんですよ。これに書いている417条ですから、これはそのままにしておいちゃあ駄目なんですよ、再発防止も含めて。ですから、これは町のいろいろな対処の仕方とか、これは掘り下げてやらなければいけないし、まずさっき言いました574万6,000円、これは満額お返ししたということでしょうか。町長いわく、早期にこれが発見できたと。この段階で発見できてよかったというように昨日おっしゃったように私は思いますけれども、これがあれだったら、また発見が遅れていた。となったら、これはいろいろ満額お返しするということがかねわなかったんじゃないのかなというふうに思いますが、10年、ちょうど誤りが分かって10年分お返

ししたということによろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 10年分を返したということになります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） その10年分をお返しされた法的な根拠はございますか。誤りが10年分あったから、それを返した。それじゃあ、実は法的にどうかという部分があるんですよ。といいますのは、時効の消滅の問題です。この件は、この課税誤りは5年で時効になります。要は、返さなくていいんです。これは、返したくても返せないです、そういうふうになっていますから。だから、課税誤りされた方はたまったもんじゃございません。しかし、それを防ぐために、町、自治体は要綱、条例を整備するんですが、そういった根拠はあるのでしょうか、お返しされた。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員にお願いしたいんですが、まずそれが本当に、今言われてあるようなことが間違いです、正しいですということを言われていますけれども、本当にそういうことがそうなのかどうかという、私たちもそうですが、情報というのは正しいことを伝えなければいけません。そこはちゃんと理解した上でご質問していただきたいと思えます。

では、税務課長からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） ご説明いたします。

佐伯議員ご指摘のとおり、地方税の還付金につきましては、時効が5年というふうに定められておりますけれども、それ以上の期間につきましては、国家賠償法に基づく損害賠償請求権が20年というものがあります。そこで、その5年を超えるものを還付する場合の支払金の取り扱いについては、町税に係る還付金の支払要綱というものを定めておりますので、そこに基づいて還付させていただいております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） その町税に係る支払要綱というのは、どういったものなんでしょうか。通常、要綱というものは、地方自治法の第232条の2、補助金の交付と法的規制というような項目がございます。それに基づいて、各自治体は策定しておるんですよ。そういった要綱というようなものが果たしてあるものなのか、それがあつたら、提示しな

ければいけないんじゃないでしょうか、10年お返ししたということ昨日議会で町長がおっしゃるんでしたら。といいますのは、この232条の条文、今5年の時効が消滅する、自治体がこれを適用しているものですので、根拠として。読み上げますが、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」。

公益上必要があるか否かについては、当該地方団体の長、町長ですね、及び議会が個別の事例に則し認定することになるが、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要があると認められなければならないとあるんです。これに基づいて、各自治体、この時効の消滅5年を、これに対応するために要綱を定め、条例を整備して臨んでいるんです。それで、いざというときにこれに当てはめているんです。これがなかった場合、単に法律にありますからということでは、なかなかこれは済まない場合がある。ですから、インターネットでも見れますが、小林敬和さん、これは弁護士の方が書いていますが、要綱に基づく固定資産税過誤納金の返還と時効、これによれば、不法に返還したような形になってしまう。20年前の論文ですけれども。そういう状況になるかもしれないんですよ。ですから、逆にそれはしっかり調べられてお答えを返していただきたい。ですから、もしこれがまずいということで、要綱を慌てて整備するというようなことはしないで、これを調べられて、果たしてこれにのっとって、法令、例規にのっとった形で10年分、574万6,000円を返されたかどうか、これは調べられたらどうかと思うんですが、その点はいかがでしょうか、町長、課長。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまで課長の方からもう一度説明しますが、地方税法417条に、間違いが判明した場合は、町長は遅滞なく納税者に通知しなければならないという、そういう法律に基づいて、私たちの行動は起こっています。

詳細につきまして、税務課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） 先ほどご説明させていただきました町税に係る返還金の支払要綱というものは、今回慌ててつくったものではございません。事前に、制定日までは頭に入っていないくて、お答えできないんですけれども、数年前に確か整備されたというふうに記憶しております。今回の取り扱いについても、弁護士等と協議をした上での対応になりますので、決して思いつき、飛びつきでやったものではございません。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員に、今後質問の関係でそういう、今慌ててつくったとか、そういう本人の仮説のような話をするんじゃなく、きちんと事実ベースに基づいた話をし

て、一般質問の回答をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それは町長、違いますよ。私ども議員というのは、町民の負託を受けて、町民の疑問に答えるために質問をしております。それで、執行部の方は、それに真摯^{しんし}に答える、そういった責務があるんですよ。ですから、これに基づいて、私もこれはデータに基づいて申し上げております。ですから、それを言って、どうのこうのというのは、それは違うというふうに申し上げておきます。

それで、まだ、すみません。じゃあ、どうなんですかね。

（町長西村 勝君「はい、今の件について、議長」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

（9番佐伯勝宣君「まだしゃべっていますけれども」と呼ぶ）

佐伯議員、お座りください。

（9番佐伯勝宣君「いや、お座りくださいはないですよ。それは……。」と呼ぶ）

佐伯議員、お座りください。

西村町長。

（9番佐伯勝宣君「いや、待ってください」と呼ぶ）

今のことに回答しますので。

（9番佐伯勝宣君「地方自治法第31条に抵触しますよ、あなた。議会の秩序を乱していますよ。まず、私……」と呼ぶ）

お座りください。お座りください。

（「見たことない」と呼ぶ者あり）

（9番佐伯勝宣君「見たことないでしょう」と呼ぶ）

お座りください。

（9番佐伯勝宣君「ちょっと見たことないと」と呼ぶ）

（町長西村 勝君「議長、じゃあ取り下げます。いいです」と呼ぶ）

傍聴席の皆さまは、声を出さないようお願いいたします。

（9番佐伯勝宣君「まだ、別に批判しているわけじゃ……」と呼ぶ）

お座りくださいって。

西村町長。

○町長（西村 勝君） その後、すみません、私の方から、佐伯議員の発言が終わった後にまた質問させていただきます。すみません。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） この地方、課税誤りというのは、通常プレス発表もしているものなんですよ。それがまだされていない。この点だけでも、非常にこれはいかなものか、重いというふうにあるんですよ。ですから、ホームページ公表、これもしなければならぬ。それで、まずようやく議会に対して、昨日、私もいろいろ文書を出したりとか、させていただいて、それで動きができた。そういった中で、これから説明責任を果たさなければいけないと思うんですよ。しかも、これは金額が574万6,000円、5年前に課税誤り、システムの不具合でやったときよりも55万円多いんですよ。その時は、早急に執行部は対応した。それとは全く真逆なんですよ。あれから100日たっている。100日以上。ですから、それも含めて、これはしっかり、これはどの程度深い間違いなのか、それも含めて、今私はまず間違いなのかというふうに言おうとしたんですが、実はこれはセーフなんです。恐らく、これでしたら、今までの町長でしたら、そういった発言はやめてくださいと言うでしょう。しかし、それはよほど無礼な発言、問題発言でない限り、ある程度許されるんです。それを町長が指摘されると、逆に質問がしづらくなる。逆に動議が出て、佐伯議員に発言注意しますということになってしまう。それを私はやめてもらいたいと思うんです。ですから、それも含めてまた、どういったお考えか、教えてください。どうぞ。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどはすみません、発言を遮ったような形になって、申し訳ないと思います。

まず、佐伯議員が調査をしたデータについて、どうこう言っているわけじゃありません。その後に、もともとある要綱について、つくったようなことは駄目ですよというような発言は控えていただきたいということをお願いだけです。

それで、先ほどの質問について、公表についてなんですが、まずは私としまして、議会の方で報告させてもらっています。以前、就任当初から、情報というものは町民の皆さんのものであるというのは議会の場でも発言させてもらいましたし、職員の間、行政の内部でもいつも発言しています。それで、今回の場合は、私としても、まずは公表しない、ホームページにあげないとは一言も言っていません。佐伯議員が調査をしなくても、私た

ちはそれにのっかってやっていくということになっていきます。実際に、まずは原因というのを究明しなけりゃいけない。ほかにないかどうか、誤った情報を出さない。ですから、ある程度の状況というのを把握した上で町民の皆さんに知らせるとするのは、私の責任であると思っています。ですから、そういうことをやっていくということで私の方は考えています。これは、納税者というのは、例えば1件である場合というふうになったときに、ある程度納税というのは1件、何件であったとしても、それについては、公表については慎重にしなければいけないというものもあります。実際、こういうことについて納税者の方から、ある程度内容については分かりましたというご理解をいただいていた。そういう形ではあったんですが、私としては、こういうことをまずは、最初に6月の方でもお話ししていますが、議会の方に報告し、最終的な状況はこうだったということを今報告した段階です。ここから、私の方としてはどういう対応を取って、町民の皆さんにらせていくのかというのは、私の仕事としてやっていくつもりです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まず、町長、さっき言いました、こういった発言は控えてくださいというの。これは無礼な発言ではない限り、それは許されません。それこそ、こういった反論する技術にのつとる戦法ですよ、主導権を握るための。これは、逆にやめていただきたい。議員のこういった権利、これを逆に縛るような形になります。そしてまた、議会から動議があって、佐伯議員に懲罰をとということになってしまいます。逆にこれはやめるべきです。やめるべきです。いいですね。

そして、町長、あれから何カ月たっているんですか、やって。こういった不祥事が起こって。4カ月ですよ。まだ町民に公表しないって、どういうことですか、これ。町民の税金ですよ、これ。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。佐伯議員。佐伯議員。

（9番佐伯勝宣君「聞いてますよ」と呼ぶ）

佐伯議員、冷静をお願いします。

（9番佐伯勝宣君「はあ、まあ」と呼ぶ）

冷静をお願いします。

○9番（佐伯勝宣君） 冷静です。131条にかえって抵触しますよ。町民の税金、これをまず公表すること。何をどう間違えたか。この547万6,000円の積算根拠は何か。そして、この過ちの度合いはどうか。それで、再発防止策はどうか。この再発防止策はどうかというの、職員に対するいろいろもございます。そして、今議会、補正で300万円

の過誤納金の還付金、補正であっております。これは、ひょっとして町民の税金を町の過ち、それに投入するのかもしれない、そういった心配もあります。その説明もしなければいけないんじゃないでしょうか。通常、還付金の過ちというのは、補正は発生しません。これは総務省にも聞きました。そして、こういった過ちをやった各自治体、茨城県、そして福島県、合わせて三つの自治体、直接電話し、そして情報公開請求でデータも得まして、担当課と密に話をしました。そういった中で、久山町の対応というのは異常に遅いんですよ。それで、まだ公表していない。公表をすべきなんですよ。これが信頼をつなぎ止めることをございます。町民の税金です。これをおろそかにしてはいけません。そして、今調査をしているといっても、これを私は、議会報告を自分で発行して知らせたからやっているような、そういったふうに取りられるんですよ。まず、やらなければいけないのは、町長ご自身が率先してこれを公表すること。これは、地方自治法にも地方財政法にも書いています。地方団体の長が、首長がこれはやらなければいけないと。ですから、そこら辺をやっていただきたいというのと、さっき言った要綱、これは法令、例規に合致した返還なのか、10年分。もう一回、これは調べていただけませんか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、私が佐伯議員に対して発言をそういうふうに抑制していくじゃなく、私は議論をしていく上で、そういうふうな発言というのに対して、佐伯議員が言っていることに対して、私の意見として話をさせてもらっています。それについては、お互い議論をしながらいい話し合いができればいいなと思いますので、そういう話を今後もしていければいいなと思います。

それで、まず先ほども申し上げていますが、佐伯議員が公表されたということ、議会で公表した以上、正直、佐伯議員がそういうふうに議会広報で皆さんにお知らせしていただいた時点で、公表されているわけですね。ただ、私としては、先ほども何度もお話ししていますが、今調査は終わりましたと昨日報告しましたよね。それで、議会の方にまず報告をして、再発防止策をお話しした後に、私は町民の皆さんに情報を伝えていくということは考えています。それで、実際に間違えた情報で不安をおおるということをしていくということは私は駄目だと思いますし、しっかりとした状況で皆さんに伝えていくことをやっていきたいと思っていますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っています。

あと、そういう案件につきまして、私は別に隠すつもりも全くありませんし、今後町民の皆さんのために働いていくということは当然の責務でありますから、その辺につきましては佐伯議員のご意見を議会の中でお話をされて、その中で対応をしていくというのが二元代表制の流れでありますから、そういうふうな手続きを取っていただければ問題ないん

じゃないかと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それは違います、町長。間違っています。ほかの自治体は、即公表しています。茨城県の笠間市、議会にまず、こういったタブレットにもプレス発表用の1枚ペーパーで送っていますし、町民の事業者1件、536万4,500円の1件だけの過ち、入力 of 過ちでございますが、これを公表すると、重く受け止めると言っているんですよ。まず、有権者、市民に知らせることが大事だと。当然だと思います。当たり前だと思います。5年前の久山町、いろいろこれも私は課題があったと思いますが、それでも即プレス発表して知らせているんですよ。今回は、真逆の動きをしているんですよ。それじゃあ、いけません。町民の税金です。調べてどうのこうのじゃございません。町民の税金の過ちでございます。これは、きちんと公表しなければならない。これは、町長が幾らどうのこうのと言っても、これは間違っているものは間違っております。これは、なぜやらないのか。逆に、これは勘ぐられますよ。この平成24年度に工事が完了したこの地、その後段階的に整備が進んだ地、ここに何かあるのかと。そういうふうに思われてはあれでしょう。だから、公表するんですよ。そして、今回補正が300万円もあがっている。これは何か。まさか、この還付した分で、これは町民の税金から補わなければならないのか。そういった不安もある。しかし、その場合は、さっき言いましたように、法的根拠が必要になります。条例の整備、要綱が。それには、首長の裁量だけじゃ駄目なんです。議会も、それはもちろん同意しなければいけないんですけれども、一般常識に照らし合わせて、納得できるものなのかどうかということ、それが大前提なんです。これまでのように、議決をすればやっていいとかというものとはちょっと違う、そういった法解釈があるんですよ。それも含めて、果たして久山町がこの納税者にお返しした10年分、574万6,000円というのは、返している金額だったのかどうか。本当だったら、そういうふうに要綱をきちんと整備しなければならなかったのか、それに代わるものがあるというんだったら、それもまた見せてもらいたいんですが、大体それに関係してどこも対応している、要綱をつくって。それをやっていないということは、法的に弱いんじゃないんですかね。法に必ずしも合致しない形で返している可能性もある。そして、それを今お聞きしているんですよ。失礼でも何でもありません。それも含めて、町長はどうお考えになっているか、お答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） すみません、私は失礼ですとは言っていないよ、今日。別に言っていないので、そこは訂正してください。

まず、私が言っているように、公表しないとは一言も言ったことはありません。ホームページにも公表しないということは言っていないし、当然その手続きについては、まず議会の方に報告をして行っていくということになります。ただ、ある程度町民の皆さんが不安にならない、この案件についてはある程度、こういうことはほかにはありません、こういう案件につきまして、こういう状況で起こりましたということを伝えていくということをしつかりやりたいと思っています。当然そういう意思で動いていますので。あと、実際にそういう今後の、今回のことについての補正予算等につきましては、議案説明会もありますので、その中でご質問していただければいいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 失礼だとかは一言も言っていないとか、そういった細かいディテールの問題ではございません。そして、それを言っていない、正確に町長はそれを言っていないから、それを指摘する、そしてそうやって主導権を握るとするのは、こういった議論のやり方に書いてあるやり方です。答弁術です。詭弁^{きべん}です。そうではなく……。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、佐伯議員、町長と執行部は、きちんと論点をずれずに答弁をしております。そういうふうな反論の仕方とかということは、言わないようお願いいたします。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。じゃあ、変えましょう。

どうでしょうか、早急にホームページにこれを公表するというので。本来でしたら、今日載るかなと思っておりました。それが、議員と執行部の、三役の給与増額ということで、あらっと思いました。本来でしたら、これは町民の税金の過ちでございますから、町民に、これは遅れてでも知らせなければならぬ。これが私どもの行政、関係する立場の人間の誠意を示すことになると思うんですよ。間違いであっても、これは。いいことばかりをやっても、これは確かに耳障りはいい。目障りはいい。しかし、間違いに対して誠意をどれだけ示せるかというのも、行政の姿勢、裁量というのを町民は見ると思うんです。それを私は町長にやっていただきたい。それがなされていないから申し上げているんですが、どうですかね、今まで言いました、本当にこれは10年分をお返しして、今の状態でもよかったのかどうかということ。そして、これが地方税法417条に抵触する、これは重大な過誤、これに当たる、それは副町長がおっしゃいましたから、それに当てはめたらそうなったんです。だったら、もっと議会に対して、全員協議会で資料も提出して、昨日町長がしゃべられたことも列挙して、それを出すべきであろうはず。どの自治体もそれはやっております。やっていないというのは、どういうことなんでしょうか。そして、入力間違い

というふうに町長はおっしゃいましたけれども、実際は課税誤りです。それが、これは重大な過誤といわれる要因でございますよ。だから、その辺も含めてどうなのかということ、を文書で分かるように、我々議会に提出すべきでございます。それがなされていないことは、どういうことなんでございましょうか。それで、それも含めてやっていただけるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この件につきましては、先ほどは、原因がありましたので、入力誤りという言葉を使わせてもらっていますが、課税誤りというのはずっと一貫して言っていますので。

（「おおっ」と呼ぶ者あり）

それで、実際に今回の事案につきまして、佐伯議員のご意見として、そういう話としては私の方も理解しています。今までも、私が就任してそういうことがあった場合というのは、報告とおわびというのはホームページにあげていっています、何件もですね。それで、今直近では2件とか、ずっとあげてきています。もしくは、分かった時点であげてきています。今回の件につきましては、そういう納税の関係というものをしっかり調べて、住民の皆さんに知らせたいという、そういうことが私の中に考えとしてありましたので、こういう方法を取りました。住民の皆さんにとっては、私の判断でしかるべきときに対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） そのしかるべきというのは、いつ頃なんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それは私の方で、ある程度この公表について住民の皆さんに説明責任を果たせるという段階で、早期にやりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今議会、この過誤納金については300万円補正であっております。これが財源は何かということが非常に気になります。これがもし、町民の税金をもって賄えるのであれば、役場のミスを補って、それを議会があっさり認めてしまうことになる。そして、しかも先ほど言いましたように、法的根拠がしっかりとした返還、還付であったのかどうかもはっきりしない中で、それを議会が議決してはどうなるか、後から。そういったことを防ぐためにも、まず町長は町民に公表しなければならない。これは当然なんで

すけれども、なぜその当然のことをやらないんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 同じお答えです。私は、何もそういうことに対して、町民の皆さんに隠蔽いんぺいするとか、そういうつもりはないというのは最初からお話ししています。ですから、答えは何も変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 先ほども使われましたね、その言葉、隠蔽いんぺい。私がいつ隠蔽いんぺいって言いました。これはお返しいたします、町長に。町長のそのやり方。この答弁術。隠蔽いんぺいっていつ言いました。

○議長（只松秀喜君） 西村……。

○9番（佐伯勝宣君） だから、ごめんなさい、この意見は違う方向に行きますので。じゃあ、もしお答えになるのであれば、それでいいです。これはそうじゃありません。まず、町民に対しての行政の役割は、町民に対して真摯しんしに向き合うこととございます。残念ながら、公表しないということは、真摯しんしに向き合っていないんです。役場のミスで、町民の税金を五百数十万円も間違っている。これは、まず公表し、陳謝すべきとございます。陳謝をしたからといって、これは人の価値が下がるものではございません。これは、ちゃんと謝ってくれているということで、町民もそれで評価しますよ。それも含めて、今見ましたら、都合の悪いことは後回しにしているような。そして、議会が議決したというふうな大義名分で動いているようなことで取られかねませんよ。実際、私はそう捉えております。そうではなく、まず間違いはしっかり率先して町が、町長が公表すること。これがなされていない。だから申しているんですが、それはいつやりますか。どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私は、別に佐伯議員が言ったから隠蔽いんぺいという言葉を使ったんじゃない、皆さんに伝えるために隠蔽いんぺいということはやっていないという話を言っているだけなので、そこについてはご理解いただきたいと思えます。

それと、公表につきましては、しかるべき段階で早期に私の責任をもってやりますので、この答えも変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） その隠蔽いんぺいというのは、こちらを見て2回も言ったじゃないですか。別にそれを根に持っているわけではございません。そういった方便きべん、詭弁で、答弁、いつ公

表するかという答えをはぐらかすようなことはやってはいけません。いつやるのか、もう一回聞きます。早急にやるのか、それともそのまま町民に、これは回避するのか、どうなんでしょうか。間違いがあった、過ちでございます。五百数十万円の過ちですよ。それをそのまま放っておくんですか、町民に対して。知る権利がある町民。そして、町民の血税で議会も成り立っている。そして、執行部も成り立っている。そうじゃなければ、これはおかしいことになります。どうなんでしょう。いつ公表しますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際に起こった分につきましては、先ほども言いましたけど、私としては町民の皆さんに今までも報告をさせていただきました。実際、今回につきましても、先ほど言いましたとおりです。私の中で、早期に今回判断してさせていただきたいと思えますし、佐伯議員の質問というのに対して、実際まだいろいろなことについて議論される場、議会で、いろいろなところで議論していただき、それに対して私たちは真摯^{しんし}に向き合っていくつもりですので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、最後に、情報公開といいますが、そういったものを含めて、この問題はまた議会に答えを投げかけてくれますでしょうか。いろいろな資料提出とか。どうでしょう。根拠がないと、これはしっかり判断できません。さっき申しましたように、300万円今回あがってきます。これが何なのか。これは議決をそのまましていいものなのか。もちろん、今までは議決すれば通りました。しかし、さっき言いましたように、これは地方自治法の232条は、公益上必要があるか否かということ、これは多角的に見られるわけですよ。後から見て、しまったというようなことになったら、これは私も含めて議会が何か言われます。そういったことがないように、これはどういったことが必要なのかというものを考えてもらいたい。

そして、昨日再発防止策を3点ばかり申し上げられました。もし、要綱の整備、そういったものが必要であるんだったら、それも今後の課題として、再発防止として、これはやらなければいけない。しかし、もし要綱の整備がなくて、整備していなくて、これを新たにつくらなければいけない状況だったら、これは執行部の責任問題になりますよ。それこそ、今回議会、議員だけじゃなく、執行部も給与増額の問題がありますが、そうじゃなくて、逆のペナルティー、例えば課税誤りをやりました、福島の某村のように、ペナルティーで減給というふうなことも考えなければならぬことになりますよ。それも含めて、これはきちんと考えていただきたいのと、我々議会にまた情報、資料を提供していただき

い、そう考えておりますが、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、情報公開につきましては、議員としてされるもの、個人としてされるものについて、今までも拒んだことはありませんので、議会として情報が必要な分については、以前と変わらず出していきます。個人として情報をされる分であっても、それについても粛々と対応いたします。

それで、まず佐伯議員にお伺いしたいというか、あれなんですけれども、実際に職員の処分と情報を公表するというのはまだ別の問題ですので、これにつきましては今後町の方としてもどういう対応を取っていくかというのは、議会等のご意見等も踏まえながら、また今回考えていく面もあるかもしれませんが、実際私の就任前にその課税というのが起こっていたと。だから、当然私としては、今回分かったので、まず原因と再発防止に努めたというのが現状ですので、それにつきましては、今回そういうものをまず優先したというふうにご理解いただきたいと思います。佐伯議員の今日のお話いただいた件につきましては、ご意見として参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 終わって次にいこうと思いましたが、ちょろっと何か話をそらしましたね。職員の情報云々って、私は言っていないよ。情報をどうのこうのというのは、公開せよというのは。そして、もう一つが、こういったどうのこうのやっていくというのは。いや、頭をひねっていますけれども、それが常とう手段ですから、論点ずらしの。だから、そうではなくて、きちんとこれは、何がまずかったかというのを町民に公表しなければいけませんし、これは考えてもらいたい、しっかり情報の公開というのを。情報公開というのを、単に情報公開請求のことを言っているんじゃない。そっちの方に町長は持っていついています。違いますか。まず、この課税誤りについて、何が起こったかというのは、全員協議会をやるべきですよ。私は議長を通じて、これをやってはどうかというのを提案しましたが、結局これはやっていない。やはり今度の説明会は、町長同席でやるべきであると考えます。それも含めまして、また、今答えは求めませんが、また考えていただきたいと思います。その点についてはどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 個人の情報公開に持っていきこうじゃなく、議会として必要であれば、当然出していきますと私は言いましたので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

あとは、先ほど言いましたように、これは合議制です。議会の中で皆さんで話し合われて、私としてはある程度諸般の報告等で全部させていただきましたので、これ以上のことについては議会の中で議論をされて、まだ必要があるということであれば、私は何も拒みませんので、そういうことについて対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それは、町長、答弁拒否ですか。それとも、答弁不能だから、そういうお声になっているんですか。それとも、答弁放棄。答弁不能、答弁放棄だったら、ある程度仕方がないんですよ。しかし、答弁拒否ということでそういうことになったら、これは問題なんですよ。そして、私は聞いてもいないことを自己完結でおっしゃっている。それも論点ずらし戦術の一つなんですよ。ですから、そうではなく、やるのかやらないのか、それを明確に聞いているんですよ。やっていただけるのかどうか。その点はどうかなんです。町民に対して、これは早急にやるのか。それとも、このまま都合のいいタイミングで、議会が何もかも議決して、その後、議会が議決しましたよというふうやってやるのか。どっちなんでしょう。早急にこれはやるべきでしょう。町民の税金の間違いですよ。役場の。どうなんでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 答弁ずらしじゃなくて、回答は私なりにさせていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、先ほどと同じで、私の責任をもってやらさせていただきます。議長にお願いですが、佐伯議員、冷静にお互い話し合っ、町民のために議論をしていきたいと思いますので、実際その辺につきましては私も聞いていますので、よくお互いに理解を深める、そういう協力というのはしていきたいと思いますので、何かそういうことにつきまして、佐伯議員の方からいろいろなことで私の回答について少し疑問点とかがあれば、また言っていただければいいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 疑問はございます。地方税法、今言いました法律は、全部地方公共団体の長はということになっているんです。町長がやらなきゃいけないんですよ。町がやるっていうんだったら、ある程度分かります。しかし、町長がこういった不祥事、不祥事です。これに対してきちんと説明責任も果たして、町民に対しても公表してやっていれば、これはここまで言いません。それをやっていない。だから申し上げているんです、これ

は。タイミングがどうのこうのというのは、今さらこれは自分でやるとかじゃなくて、町長がやらなければいけないんですよ。その辺はどうお考えになっておるんでしょうか。私はそれを思っております。いいんですね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いいですか。

（9番佐伯勝宣君「いいですよ」と呼ぶ）

先ほども回答しましたが、私の責任をもって住民の皆さんにお知らせをいたします。以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 次にいきましょう。

ほかは飛ばして、消防にいきましょうか。消防にいきましょう。

飛ばします。2番にいきます。

消防活動と防火設備ということで、まず①点目、数年前、国会で操法大会は廃止してはと唱える意見がありまして、地域消防関係者の間に波紋を呼んでおります。町内関係者の中に、廃止論に対しての不安の声が今も聞かれます。地方自治の観点からも、操法大会は廃止すべきではないと私自身考えております。町長自身は、操法大会の意義についてどう捉えておられますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この消防の関係について、佐伯議員との一般質問についての回答の関係で、反問の許可をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） どういった反問でしょうか。

○町長（西村 勝君） 実際に回答を行う上で一部確認したいと思っておりますので、2点ほど確認の許可をお願いしたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 内容はどういった確認ですか。

○町長（西村 勝君） 町内の関係者の中の不安というお話がありましたので、その不安というのは住民なのか消防団員なのか、それとも団員の親族なのか。それによって、立場が違いますので、その辺について回答の部分が変わってくると思いますので、質問したいと思います。

もう一点……。

○議長（只松秀喜君） まず、第1問……。

○町長（西村 勝君） 1問ずつ。はい。

○議長（只松秀喜君） 第1問につきましては、確認ということですので、反問を許可しま

す。

佐伯議員、お願いします。

○9番（佐伯勝宣君） 消防経験者というふうな言い方をしているのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、2点目の佐伯議員の質問の中に、一般質問の中にあります
地方自治の観点からということでありまして、地方自治の観点からというのは、佐伯議員
はどのように捉えてあるか、それを教えていただきたいなと思います。

○議長（只松秀喜君） お待ちください。

ただいまの反問につきましては、内容の確認ということですので、許可いたします。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 地方自治の観点。結びつきですか。私も幽霊団員でございました。町
長のように、しっかりと大会に出て、操法に出て活躍されたという立場とは違います。本
当に情けない状況でございますが、ただそういった意味でも、籍は置いておりました。そ
して、今でも議員としても、大会に行っております。そういった中で、結果いかににかか
わらず、団員が終わった後もよく頑張ったと、悔し涙を流している、うれし涙を流してい
る、苦労が報われたということで抱き合っているシーンを何回も見ました。これは、地域
の結びつき、これにとっては大事なことだなというふうに考えております。操法、苦しい
でしょうけれども、これはあるべきだなと、こういった中で久山町にも必要かなというふ
うに私は考えております。

ただ、補足しますけれども、そうじゃない方というのは、いろいろネットで見ますと、
見ます。一般質問、こうやって私はあげましたけれども、その後調べてみてびっくりした
というか、こんなに不安というか、不満があるのかと。そして、実は毎日新聞も先日、7
月20日付で取り上げました、操法大会不満ということで。家族でけんかになるというこ
とで。これは、数年前に終わった、ある国会議員の一部の話、その議員が今議員じゃなくな
りましたから、それで終わった話じゃないかと。消防操法団員不満ということで載りまし
た。それからしたら、これは看過できない、見過ごすことができない問題ではないかなと
思いまして、こういった意味で、まずは久山町は続けた方がいいと考えております。です
から、そういった意味で、町長自身はこれをどう思うか。そしてまた、今後どういうふう
なことが展開されて、前に進むにしても引くにしても、やっていく考えなのか、それを聞
かせていただきたいと。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます、回答していただきまして。

私としても、操法活動、消防団に15年以上携わった者として、この操法大会というのはいいところもあれば悪いところ、改善しなきゃいけないところもあると思っています。先ほど佐伯議員のおっしゃった地方自治の観点、確かに私もこの消防ということが、消防団が終わった後に、地域コミュニティのつながり、そしてそれを担っていく役割という、地域の役員とかを皆さんしていただいていると。非常に大事な組織だと思っています。それで、そのつながりというのは操法大会で深くなるというのも、私も理解しています。

ただ、一方で地方自治の観点というふうに考えたときに、消防団というのは地域の町民の皆さんの安心・安全・財産を守っていくというのが責務です。ここに対して、団員確保というのが全国的に問題になっていますので、そこについて変化というのはしていかなければいけないと私は思っています。できれば、そういう形を取っていきたいと思いますし、操法大会は、その際、火事とか有事の際の訓練でもあります。ですから、そういうことについての分について両立できるというのが、本当は私としては理想なのかなとは思っています。ただ、この操法大会につきまして、自治体のほうでやめる、実行するというものでもありませんので、その辺につきましては、もしそういう機会、意見交換等があれば、そういう状況をいかに上へ伝えていくかというのが大事かなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。意見交換というのは大事でございます。町長自身も若い方の間に、団員の方の間にいって交換されていると思いますが、こういった点も含めて、いろいろまた考えていく機会を増やしていただけたらと思います。

それで、実際に毎日新聞にも専門家の意見で、そういうふうに今後時代に合わせて何か変わらなければいけないというふうな大学教授のコメントもございますし、これはそういった時代に合わせた変化も必要なのかなというふうに思うものもございます。しかし、私としては、そういった操法大会も含めまして、町の防災を考えた団員の確保というのは大事だと思います。しかし、団員の確保、課題を抱えている。私に問題を投げかけた方も、不安に思っている。20何とか問題とかといって、数年後にどっと団員がやめるような年が来ると。そのときにどうするかというふうなことを不安に思うというふうな考えているらしいんですが、それに対して町がサポートするようなことが必要ではないかと思います。例えば、補助といいますか、そういった団員の補助とかを考えると、そういった形で、何かこういう町のサポート、そういったものを含めてどうなのかというふうなお考えかというのは、これは②番の問題としてお答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、今現在の取り組み等も含めて、総務課長の方からご説明させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、現在の取り組み等についてお答えさせていただきます。

団員の勧誘につきましては、消防団員を中心に地元行政区の役員さん、それから協力団員、消防団OB、また地元の議員の皆さまを介しまして、団員の勧誘に努めております。近年では、新規入団員数も減少しまして、各分団、団員の確保に苦勞しているのが現状でございます。

このような中、町としましては団員の処遇改善、こちらにつきまして近年取り組んでおりますが、昨年度、令和4年度から団員の報酬につきまして8,500円、各団長から団員まで8,500円の増額をしたところでございます。これは、糟屋地区内で横並びの報酬額となっておりますので、各自治体、この8,500円のアップをしたような状況でございます。

これまで、分団に対しましてまとめて団員報酬を支払っておりましたが、処遇改善の観点からも、各団員報酬を個人に支払うということで、確実に支給することとし、使途について透明性の確保を行っております。

なお、消防団への加入は、基本的には任意でございます。強制できるものではございませんが、団員の確保に関する確実な方法はございません。しかしながら、消防団未加入者が自分の地域は自分たちで守るといった自助・共助の精神を理解されて、自らの意思で入団してもらわないことには、自己都合での退団、中途退団を出すなど、組織の弱体化につながっていくと思いますので、先ほど町長が前の質問で答弁されたとおり、コミュニティ、コミュニケーションを強めまして、自分たちのまちは自分たちで、自分たちの地域は自分たちで守るという消防団活動の精神を熟知していただいて、また活動の周知を地元愛の醸成につなげていければいいとは思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。団員とのコミュニケーション、大事でございます。それは、私自身の課題でもございます。私自身も最近やれておりません。特に、飲みケーション、体調の関係もありまして、全然やれていないというような状況ですが、そういった中で地域の結びつき、町に対する防災の意識を高めていっているんじゃないかなと思います。そういった中で、町がいろいろサポートできたらいいなというふうな思いを申し上げまして、次にいきたいと思います。何かこの点でありましたらお答えいただきたいんで

すが、次にいこうと思います。

③番、防火用の消火栓配備について、町内で消火栓が配備されていない組合はどれぐらいあるか。河川に近い組合では配置がない場所が見受けられるが、例えば学校橋そばの組合等、いざ有事の際、火事の際、河川から安定的に水が供給できるかどうか、疑問があります。消火栓設置のない箇所への町の考えはどうか。

今言いました学校橋の近くの中久原集落は、恐らく河川法の関係でしょう、消火栓がございません。いざとなったら、河川から取ればいい。しかし、今水もこれは、すごく少ない状態です。これは、田園の関係でしょうか。それで、いざ火事になったら、どうやって取るのか。しかも、水を取ろうにも、これは非常に危険でございます、下に下りるまで。住民の中でも、これは不安の声が聞かれることもあります。一番近い消火栓というのが、旧安川タクシーのところでございますが、もし有事の際、あそこに消火栓をつないだ場合、交通規制が必要になります。そういったことも含めて、ほかに迷惑がかかる。そういった意味では、消火栓整備、これを十分した方がいいんじゃないかという思いも込めまして質問をあげましたが、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 消火栓の設置につきましてお答えします。

消火栓の設置につきましては、消防法に基づき制定されました消防水利の基準、こちらにより設置基準が定められております。組合ごとに消火栓を設置するという事は、まず必須ではないということをご理解いただきたいと思います。消防水利の基準に基づいて設置していると。それで、まずこの消防水利の基準に定める消防水利につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、河川も含まれると。消防法に定められた水利につきましては、消火栓、施設消火栓、防火水槽、プール、河川、池、井戸などを指すようになっております。本町も、消防水利の基準に基づき、水利の確保を行っているところでございまして、現在の集落においては、この基準に満たない場所はないと思っております。消火栓を設置していないところはございますけれども、消防水利の基準には適合しているということで考えております。

ご指摘の学校橋周辺の集落につきましては、県道福岡直方線に設置しています中久原13、こちらは食堂とかがあるところの前だと思いますけれども、それから町道ロケ坪1号線、これは旧久原幼稚園に入っていく道路のところでございます。そちらが下久原33です。それから、町道清水～ロケ坪線、こちらが先ほど議員がおっしゃった旧安川タクシーの前ですね。こちら3カ所……。すみません、もう一つありますね。それから上久原17、こちらの消火栓で対応することができるようになっておりますので、今のところ、ご心配

のように河川の水が減少し、水利が確保できないということはないと思っております。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。時間もございませんので、これで終わりますが、また引き続き町の防火、消防に対してはいろいろご尽力いただけたらと思ひまして、それをお伝えしまして、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時45分、10時45分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番阿部文俊議員、発言を許可します。

阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 私は、1問、町長に答弁していただきたいと思ひます。

まず、私は歩道と用水路の安全確保についてをお尋ねします。

久山町は福岡市に隣接し、福岡インターチェンジと古賀インターチェンジ間で未開発の土地に倉庫や流通産業等ができたり、計画があつたりしているとお聞きするところがございます。そのような中で、歩道と用水路の安全確保を町はどのように考えておられるか、下のお伺いいたします。

①番、歩道を利用する交通弱者や、歩行器等を使用し散歩や買い物をする方、通学児童に配慮した安全確保を考え、整備が必要と考えます。現状認識と今後の予定はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問につきまして、確かに福岡都市圏の高速インターに近い自治体につきましては、今物流、流通業の立地が進んでいる状況だと思ひます。そのため、交通量の増加等により、町道への車の増加と通行が増えているというのを懸念されてのご質問かなと思ひています。下山田地区で言えば、2級町道の上山田～下山田線などがその一つだと捉えています。

現状につきまして、①番、②番、③番ありますが、都市整備課長からまずお答えをさせていただきますと思ひます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

町道における歩道整備の現状としては、歩道がない道路がほとんどであります。特に、既存集落内の道路は幅員が狭く、歩道整備ができない状況にあります。今後の予定としましては、通学路の安全確保の観点から、緊急性のある箇所を優先し、小学校周辺の道路に歩車道境界ブロックやガードパイプなどの整備を行っていく予定であります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今ここに、私は分かりやすく写真を2枚、こういうふうに皆さんの前に置かせていただいております。この時間帯なんですけど、大体7時から8時ぐらいは間違いなくこういうふうな状況の中での交通渋滞が起きています。そして、中学生は自転車で通っています。小学生は、歩いて通っています。そういう中で、自転車の場合は、本来は左側を通らなければいけない。ところが、この状況の中では、自転車は左側を通ることはできません。ということで、小学生と中学生が同じような緑ラインの右側、内側で大体小学生と中学生が分かれて、それと同時に上から土井の方へ向かってこられる働いている方、高校生等もがち合うことが、ここが集中して朝行われているところでございます。

そういう中で、私はこの歩道確保というのは、ここだけじゃなくて、久山全体の問題になってくるんじゃないかと思うんです。何かあったときに、誰が責任取るのかなということも考えますと、朝こういう、1人歩道に立って誘導してある、子どもさんたちをうまく守ってある方は数名、下山田の中にもおられるし、久山町全体の中でもおられると思いますが、その期間はいいとしましても、誰もいないときに何があるのかなという心配が、私はいつもこの数十年考えておりました。そういう中で、この横に、車の左側ですね。車の左側に側溝が1m角ぐらいの、横幅1m、高さ約1mぐらいの側溝があります。そこは、まず通りません。ここは通りません。車がなければ、通れるかもしれませんが。ここも、そんな大きな幅ではございません。そういう中で、私は特に子どもたちの通学に対しましては、気を配るところでございます。

ということで、今後もこの通学路とか歩道の確保を、町としては町民を守る、安全な町をつくるためには必要じゃないかなと。今言われましたように、少しずつ前に進めたいという気持ちがあると思われまますので、ぜひ早めにそういうふうな対応をやっていただきたいと思っております。

それで、早速でございますが、②番目の方に移らせていただきます。

②番目といたしまして、今言いましたように、用水路の横の歩道が通学路になっている箇所がある。人や車等が落ちないか、心配しているものでございます。今後の対策は、そ

の用水路に関しまして、質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 校区安全対策委員会等でいつも議論していただいていますし、通学路安全推進会議等でも子どもたちの通学に対しては、危険箇所等の報告を受けながら、町としては随時対応していくというふうな方向で進めています。実際、こういう幅員が少ない水路をどうしても利用しなければいけないというのは、前回いろいろなところの議会の一般質問でも出ておりました。その中で、実際にその水路をどうしていくかというのは、地域との合意があると思います。そういうものも含めて協議をして、危険箇所については改善をしていきたいと思っています。

それで、今の現況につきまして、都市整備課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 今年、令和5年7月に開催された校区安全対策委員会で、ご質問のような水路の危険、水路関係の危険箇所の要望箇所は7カ所ほどあります。既存集落内の道路沿いにある水路については、農業用の用水路として旧来から設置されており、道路幅員も狭く、転落防止柵等の設置は難しい状況にあります。また、水路のふた掛けについては、用水路の側壁にブロックやフェンス等が設置されているところがあり、ふた掛けが行いにくい場所もあることから、ふた掛けの対策は難しい状況にあります。今後は、校区安全対策委員会や通学路安全推進会議等と連携を図りながら、できる限りの対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 今課長が言われましたように、用水路の上に自分のうちの家を少しでも楽な方法で壁をつくるには、その上に住んだ方が確かにお金もかからなくて、いろいろな面でいいかなという方がおられます。しかし、それは本来はやってはいけないことだろうと私は思います。それを避けて、用水路のコンクリートの部分以外での自分の基礎を打たなければいけないのに、確かに今言われたように、数軒これがあるんです。あまり言うたらいかんけど、うちの地域もよその地域も、どこの地域でもあると思います。それでも、何らかの形でそれを解決する方法、そしてまた今後そういうような工事が行われる場合は、ちゃんと指導をしないとかをやらないと、後でとんでもない工事費用がかかってくると思いますので、用水路の扱い方として、町民の方々にある程度の、こういう用水路の取り扱いについては注意を願いますという何かがないと、これからどんどんどん分らない方が、分らないというか、分かってやられるのか、分らないでおられるのかどう

かは分かりませんが、増えると思いますので、そこいらはちゃんと行政としても指導していただければと思います。

その件について、町長。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 全般的にこういう場所につきましては、どうしても旧集落ということで、なかなか改善というのが、改良というのが難しいという状況になっています。実際、そういう状況について、もし家の建て替え自体があれば、そういうことについては持ち主さんと話をしながらしていきたいというふうに考えていますが、なかなか現状、壁を壊してまで家を建て替えられるというようなことはなかなかないので、その辺が思うように進んでいないのが現状ですが、そういう際につきましては、町としても安全性に配慮した施工について協力願い、意見等を伺っていききたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） ③番目に移ります。

全国でも、用水路の事故が多いと聞きます。全国でも二千何カ所かで用水路の問題点が見つかったとかという、テレビでも報道があります。そういう中で、久山町においてはどうか、町内で事故が起きている場合、その対策とかが何かありましたら、お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ③番目につきましては、現状報告をさせていただきます。都市整備課長の方から回答させます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

産業振興課に確認したところ、町内の用水路での事故は、現在のところ起こっておりません。用水路や河川、ため池等に対する転落防止柵の設置については、危険性の高い箇所を優先して設置する方向で考えております。通学路における転落防止柵等の設置については、校区安全対策委員会や通学路安全推進会議で協議を行い、地元の区長と相談しながら、設置の方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 用水路の事故は、なかなか町の方に上がってこないと思います。個人で何もかも終わらせて、個人で我慢したりとかという形の方が、用水路の事故は済んで

いるのかなと思います。実際に私も用水路の事故関係では、少なくとも5、6件は見たり聞いたりしております。だから、そういうふうなことで、町の方に上がってこないような事前の対策をやっていってもらいたいと思います。

次に、④番目に入ります。

今後久山町内でも開発が進み、幅広い歩道の確保が求められると考えるが、町として計画はあるのか、町長お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今後、開発行為が物流にしろ、いろいろな面でやった場合、町としては、当然こういう歩道も含めて、安全対策というのは事前計画の段階から協議をすることによって進めております。ただ、先ほど申しましたように、旧集落の歩道確保という観点については、先ほどお話をさせていただいたように、地域と話しながら、ふたを掛けられるというところがあれば、そういう対応をしていくということしか今のところ方策がない状況ですので、まずは今後安全策を取っていく、そういう場合について、新しい分については企業と協力をしながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 僕は、今町長が言われたように、新しい企業が入られたときに、ぎりぎりまで企業が道を利用されたら困るなと思いつつ、そういうところは町としても町民を守るために確保していただきたい。また、指導もして、要望もしていただければと思います。

そういう中で、なぜこういうふうなことを僕が言うかといいますと、この写真のように、車椅子やシニアカーで、ここはまず通りません。はっきり言って、通れません。通ると、大変なことになります。だから、僕は少しでも安全・安心なまちづくりのためには、町民が移動するのに、これから安心して移動できる歩道というのが必要じゃないかと。これがないと、車もなかなか乗れないという方がおられます。そういうことを考えますと、歩道を使うしか移動することがなかなか難しいと思いますので、町民がどこからでも移動できる、自分たち、自分の足で、そして自分のシニアカーで移動できるようなまちづくりも考えていただければと思っております。そういう観点で、私はこの歩道整備というのは大事にさせていただければということで、今回の一般質問をさせていただきました。それらを踏まえまして、町長の最終的な答弁をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、今後の高齢者の皆さんの移動手段ということで、自転車なり歩

行にしてもそうです。そして、今いろいろな手段につきまして、可能な方法として取っていかねばいけない時代に来ていると思っています。また、子どもたちの安心・安全を守っていくというのは当然だと思います。町としても、やれるところについてはしっかりまず対応策を取っていくということをやっていきたいと思いますので、そういう観点につきまして、大事なのは、情報が、先ほどもお話があったように、危険箇所等が漏れているとか、そういうことが起こらないように、情報収集もしっかりと努めたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 終わりますか。

○1番（阿部文俊君） 終わります。

○議長（只松秀喜君） 引き続き会議を開きます。

2番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 私は、本日は4項目の質問をさせていただきます。

まず一つ目は、県道福岡直方線沿いの歩道について質問いたします。

令和5年3月定例会の一般質問において、上久原公民館付近からレスポアール久山付近までは、歩道が非常に狭い。車の風圧や水しぶきを受け、大変危険を感じる歩道であるということを挙げ、これの拡幅ができないかということをお願いいたしましたが、まず現地は見えていただいたでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

現地の方は、議会終了後、確認させていただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） それはありがとうございました。

それでは、見た結果、現地を見て、その後どのような検討をしていただいたか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議員のご指摘のとおり、そのこの箇所については歩道幅員が狭く、大型車等が通った際に危険性を感じる箇所はございましたので、要望等をした方がいいというふうに判断しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 検討をしていただいて、ありがとうございました。

3月の定例会の質問に、町長の答弁において、県の方に改良の要望を出すのが一番いいかなど、要望をしっかりとやっていきたいという回答を、答弁をいただきました。心強い答弁をいただきました。それについて、県の方に申請をすると。その段階になったのでしょうか。それとも、これからなのか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 令和5年3月の定例会の一般質問におきまして、ご指摘の県道福岡直方線の歩道幅員の拡張については、今後県土整備事務所に対し要望書を提出し、お願いしたい旨の回答をしております。それに伴いまして、改めて町としても現地を確認し、歩道幅員の必要はあるというふうに判断しております。それで、令和5年7月25日に福岡県県土整備事務所に要望書を提出しております。令和5年度の県の事業要望というのがございますが、その要望活動の中に歩道拡張についての要望を新たに上げておるところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） まず、要望書を出していただいたということで、質問したことに安心いたしました。ありがとうございます。

町の働きとして要望書を出したと、その実現までにはまた時間、力が必要だと思えますので、ぜひとも今後しっかり続けていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、教育施設のトイレについての質問でございますが、この件も令和5年3月の定例会の一般質問において、町内教育施設のトイレの便座を温かい便座に替える時代ではないかと質問いたしました。この件に関して、まず教育課江上課長さんが、小・中学校の和式トイレは随時洋式に替えているが、温便座ではありませんという答弁でございました。温便座については、補助金の対象になるのかを検討しています、また温かい便座にする便座代、電気設備代、維持管理費も併せて検討しますと前向きな答弁をいただきました。その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今年度8月時点での幼稚園・小学校・中学校の園舎・校舎内の温かい便座の設置状況についてご報告させていただきたいと思います。

昨年度と今年度で、山田小学校は大規模改修を行っております。議員のご指摘の中で検討を進めまして、山田小学校のトイレの改修工事を行いましたので、山田小学校につきま

しては、36基の洋式トイレ全てで温かい便座の整備が終わり、2学期から使っております。2学期初めの山田小学校のホームページには、その喜びとか感謝の言葉を書いて、ホームページにも出ておりました。そのほかにつきましては、けやきの森幼稚園と久山中学校の多目的トイレにおいて、各1基ずつの設置となっています。久原小学校の33基、久山中学校の31基、けやきの森幼稚園の11基については、まだ整備を行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 3月の定例会の町長の答弁においても、タイムリーに替えていくという、しかし財源の優先順位も考えるという答弁をいただいております。その残りの小学校、中学校、この件に関しては全てなるとすれば、幾年度の時期を期待すればよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今後の計画につきましては、具体的な時期はまだ未定でございますけれども、久山町教育施策個別施設計画に基づき、順次校舎・園舎の改修時期に合わせて実施していく予定でございますけれども、子どもたちや保護者の意見を伺いながら、また国や県の補助事業を活用しながら、整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 進めていただいて、ありがとうございます。確かに、予算の都合もございましょうけれども、建物の改築とか、そういうものに合わせていくと、時間がかかり、遅くなると思いますので、この件はこの件の別として進めていただきたいと重ねてお願いしたいが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 山田小学校で設置して、ある職員、子どもの声を聞くと、本当に快適だという声が上がっておりますので、そういう声も反映させながら、また整備されていない学校の状況も聞きながら、計画的に準備、声も聞きながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） こちらの希望に添った答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひとも早い時期に全てが終わるように、さらにもお願いいたします。

そして、その件の質問は終わります。

三つ目の項目に入ります。

3項目の質問をいたしますが、町長は過去の定例会において、これまでのまちづくりを軸として5年、10年、20年の将来像に向かっていくと述べられ、また、小さな町のメリットを生かす時期と述べられました。町民は、この言葉に大きな期待を抱いております。今もそのお考えに変わりはないか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今回の議会の冒頭でも、ご挨拶をさせていただいた中にもお話しさせていただきました。今、この小さな町の久山町での取り組みは、いろいろなところで評価をいただいています。ただ、まだまだ次の世代に向けたものとしては、足りないものがたくさんあります。そのためには、町の魅力をしっかりつくっていく。次の未来に備えて準備をしていくための投資は必要だと思っています。今現在、コロナ禍を経て、現状維持というのではなく、現状維持だけでは衰退してしまう、そういう時代に来ているとも捉えていますので、小さな町のメリットがこれからもっと生きてくると考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 久山町は、自然と共存できる住宅環境をつくるという大きな目的を掲げ、全町の97%に市街化調整区域の規制をかけました。この市街化調整区域の厳しい規制にもがく地権者に対して、何の保障もなく半世紀が過ぎましたが、この歳月は町長もご存じでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 理解しております。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 先祖からの田畑は手放したくない、食べる米は自分の田んぼの米を食べたい、しかし農機具は高く買い換えもできず、仕方なく耕作を放棄せざるを得ない農家が増え始めました。町長もこのような現実を感じてあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 以前のように人口増の時代で兼業農家の方が多かった時代は、何とか農地と、そして都市的利用というのを併用してこられたというのがあったんですが、今なかなか担い手不足の状況になってきたときに、議員のご指摘のような問題が起こっているというふうに理解しています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 久山町として、大きな目的を掲げていたはずの現状は、トラックヤードの設置や配送中継所として使用される物流倉庫が目立ち始めました。これらは、町に法人税が入る望みも薄く、多くの雇用が望める業種でもありません。固定資産税は得られるかもしれませんが、いずれ建物の償却による目減りの一途をたどるでしょう。今までは、致し方ないことではあるが、これからは国・県の規制に合えば建設許可はやむを得ず、ではなく、今こそ一度立ち止まり、隣接する160万の福岡市との地の利を生かし、小さな町のメリットを生かすまちづくりを考える時期ではないかと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは、次の問題とは別ということですかね。確認です、すみません。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

久芳議員、2番の質問ですか。

（2番久芳正司君「ちょっと待ってくださいね。私の、すみません。ちょっと私が」と呼ぶ）

まだ2番ですね。分かりました。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 都市計画につきましては、実際にそういう大型の物流企業につきましては、なかなか制約ができないという状況が町内に見受けられてきました。このような状況につきましては、私としても問題だと思っています。都市と農村、そういう自然とがいかにかに秩序を持って共存していくかというのは、第4次総合計画でもうたっておりますので、そのためには何らかの、都市計画の見直しの際、どういうふうな位置付けをしていくかということ判断する、そういう時代に来ているんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 失礼しました。

まず、そういうことを考える時期ではないかという、一度立ち止まっていたきたいという考えが強いことで質問をいたしました。これからの土地利用は、農家の意見を取り入れた農地保全対策と住宅を増やす、このことは並行して進めるべきではないかと思われまます。安全な食の確保、ふるさと納税への返礼品に係る農産物の生産・加工、人を呼び込める観光農園などの夢を託せる環境をつくるのが、今の町のやることではないかと考えております。また、これらをつくるには、支援も必要ですが、町として支援の方法はないか、

お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いろいろな今ご指摘、議員のご質問にあるような内容につきましては、複雑にいろいろな事業というのが絡むのかなと思いますが、今回回答としては、農業サイドの回答ということ考えた場合、維持していくためにどうしていったらいいかという、最終的には担い手をつくっていく。担い手をつくっていくためには、収入を上げていかなければいけないと。そうすると、販路の問題とか、そういうことが起こってくると。そういうものにつきましても、町としては当然積極的にやっていく必要があると思います。今までは、農業という単体で物事を考えてきていましたが、今議員のご指摘にありましたように、食育とか、食べたものを、いかに資源を循環するかと、そういうような時代も来ています。ですから、私は農業を、景観を維持していく投資というのは、その持ち主、農家、農林業者だけじゃなくて、全町民、社会に関わる取り組みだと思しますので、町としてはそういう支援をしていきたいと思えますし、他の自治体になく久山町の政策です。久山町独自として単独でやらなければいけないものには展開をしていくつもりです。

今回も、昨年から引き続き農業の皆さんの支援、そして新たな制度を議会の方に補正予算としても上げさせてもらいますので、その辺についてもまた議案説明会で協議していただければいいかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、町長さんの言葉にありましたように、農家だけではどうにもならない。また、個人的にやれることではない。というのは、現実が迫っておりますので。ぜひ、町の支援というものを総合的に考えて、していただきたいと考えております。

農地保全対策は、耕作放棄地がなくなり、食物の増産と管理の行き届いた緑は増えます。町長は、久山の森林資源を生かしたJ-クレジットに取り組みました。であれば、農地保全対策もカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブの取り組みではないかと思いますが、これは町長の考えに合ったものと思われるが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブというのを日本で初めて宣言した久山町であります。CO₂の吸収量を抑えるだけでなく、実際に吸収する緑を増やす、そういう取り組みを久山町がやっていくということによっての評価を得ていく。一方では、クレジットであったり、それがそのものについての付加価値を生む、製品にな

るといような時代が来ていますので、当然今議員のご指摘の関係を今後、カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブの事業として捉えていくには、つながりがあると判断しています。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 土地に係る質問といたしましては、おおむね私の質問に答えていただいたかと思えます。これからは、土地利用と農地保全対策を一对としたまちづくりを行っていただけると期待を持って、この件に対しての質問を終わります。

では、4件目に移らせていただきます。

四つ目は、ふるさと納税の件についてでございますが、過去4年間、毎年の久山町へのふるさと応援寄附金の金額はどの程度になったか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 現状の報告について、総務課長の方から行わせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、ふるさと応援寄附金の過去4年分の受け入れ額についてご説明いたします。

まず、令和5年度、受け入れ額は1億4,624万4,964円です。続きまして、令和2年度、2億6,303万5,036円です。令和3年度、3億6,438万円です。令和4年度、4億9,547万9,000円となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） これは、純益として入ったものですか。それとも、経費の入った金額になるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらの金額につきましては、経費も込みで実際に久山町に寄附された額となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） すみません。経費を引いた分ですか。一緒ですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 経費を含んだ金額です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） そうしますと、経費を引けば、本当に寄附として町に入るのは何%ぐ

らいに当たりますか。これは、小さな数字でなくても、パーセンテージで結構でございます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 経費につきましては、おおむね42%から44%を経費として考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 45%、これは国で定められた経費代だと思います。そうしますと、では逆に、久山町民が他町村へ支払われたと、応援をされたという金額はどの程度になっているでしょう。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） これも4年度分ということでお答えさせていただきます。

まず、令和元年度、1,695万7,000円、令和2年度、2,348万5,000円、令和3年度、3,048万6,000円、令和4年度、3,759万4,000円となっております。こちらは、寄附額です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） ありがとうございます。ということは、収入の55%から60%が純粋なる収入であり、今申されたのが純粋な支出と、よそに出された金額という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらは、どうお答えしていいか考えますけれども、本町にお住まいの方が他の自治体に対して寄附された金額にはなってまいります。収入とは特段関係はないと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 収入ではなくて、失礼しました。支払われたということは、町に支払うべき税がよそに支払われたという解釈だと思います。それはそれでよろしゅうございますが、そうすると町に入った収入の方は、出たよりも多いというのはここではっきりしますが、今後の対策というものにどのようなことを考えてあるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 一つ訂正をさせていただきたいところがございます。先ほどのご

質問では、寄附金額をお尋ねになられましたので、久山町に在住の方が他の自治体に対して寄附された額を申し上げました。実際、町の方で控除されている金額としましては、また別の金額になりますので、こちらは先ほど町の支出というか、町に入ってくるべき税額とは違います。それで、なおかつ久山町にご寄附いただいた金額に対しまして、久山町に在住されている方が他の自治体に寄附された額につきましては、かなり少ない額だと思いますので、歳入としては多いのではないかと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 細かいことは別として、概略はそのようだと理解できます。今、そうしますと、久山町に対してはよそから寄附というものが2億円弱、その前後で入ってくると見ておりますが、これを増やすという考えはございますか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） ふるさと応援寄附金につきましては、鋭意努力して増やすこととしております。今年度におきましても、今の段階でも1億数百万円ということで、前年よりも多くいただいているような状況でございますし、今後年末にかけて広告等を行い、収入の方を上げていく予定にはしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 努力していただいて、ありがとうございます。増えるといっても、久山には特別なる特産物があるものではなく、茅乃舎とか、そういうところの製品だと思っておりますので、今後町独特の製品、売り物というものを考えることはございませんか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際、先ほどお話がっているような話で、久山町の数字としては令和4年度4億9,000万円、約5億円ということで、糟屋地区においても悪い数字ではないと私は思っています。ただ、ご存じのとおり、農業というもので米中心ですので、久山町としてはなかなかふるさと返礼の資源が少ないというのが現状であります。こういう資源を増やしていくというのは簡単ですが、時間的なものもかかってきます、当然。私としては、久山町として今やれることというのは、体験を売ると、今ある事業者との連携というのが今功を奏しているのかなと思っています。まず、チャンネル等を増やしながらかつてきたというのが、今の現状です。それで、今後久山町としては農産物ということに対しても力を入れていきます。それは、あくまで先ほどのご質問にありましたように、資源を守っていくということを前提に、久山町としてどういう農作物を作っていくのがいいかとい

うのをまず考えていかなきゃいけないと思っています。ただ、その中で当然ふるさと応援寄附の制度に乗っていけるものを作っていければ幸いです。

それで、あと一つは、久山町はこういうふうな、先ほどの寄附金額とか受け入れの状況を見てご理解いただきたいのは、ある意味都市的な状況であるということです。この制度につきましては、ある意味そういう返礼合戦というふうになっているので、そこに過剰に入っていくというのは、町の安定財源を考えた上でも、少し線を引いていくという面も必要だとは思っています。ですから、こういうことにつきましては、やれることについては、久山町としては今企業版ふるさと納税等に力を入れていくというのが、すごく効果があるのではないかなと思っています。今年度で言えば、カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブの取り組みに対して、ふるさと応援企業版が一部あったり、そういうことも起こっていますので、この面につきましては、力を入れていきたいなと私は考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 私も、ふるさと応援寄附金というのはいいのか悪いのか、はっきり分かりません。ただ、世の中がそうなっているから、それに巻き込まれてやっているというような違和感を持っております。先ほど、町長の答弁にあったように、米、この米にしても、久山の米は非常においしいと。そうすると、宣伝も必要であろう、町の力が必要であろう。そういうものをふるさと納税に絡めたいという気持ちはあるけれども、そういうところに力を入れてほしいと、このように願って、私の質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は13時30分、13時30分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時32分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今回は、4問の質問をいたします。

まず、1問目でございますが、令和5年度全国小中学校学力・学習状況調査の結果状況および補助教員の充当状況について、次に交通安全対策として町内道路標識のチェックお

よび改善について、3番目に優良な生活住環境を創設するための全体構想について、最後、4番目に草場地区の住環境整備について質問をいたします。

まず、1問目ではありますが、文部科学省は令和5年度、小学校6年生と中学3年生を対象に、全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。

そこで、質問をいたします。

国語・算数・数学は、昨年までは基礎知識を問うA問題と、知識の活用力を見るB問題がそれぞれ出題されておりましたが、今年度は一体化した出題形式に変更とありましたが、一体化による出題とはどのような問題であるか、まずこれをお尋ねしたいことと、また久山町の生徒・児童の正解状況につきまして質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

全国学力・学習状況調査において、国語と算数、数学の知識を問うA問題と活用力を問うB問題が統合されたのは、2019年度、令和元年度からで、今年度で5年目となります。変わった理由は、令和元年度より学習指導要領が変わり、評価の観点が変わったということが関係しております。現在の学習指導要領では、評価の観点を知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度の3観点とし、これらを一体として育成するように記されています。そのため、評価も3観点で一体として評価する形に変わっております。指導要録も、そういう形に変わっております。学力調査も、その形に倣って変わったというふうに捉えております。

問題は、どのように変わったということですが、簡単には説明しづらいんですけども、基礎・基本を問う比較的易しい問題がなくなり、つまりA問題がなくなり、これまでのB問題ほど難しくないんですけども、活用力を問うB問題の中で知識も評価していくと、そういう設問に変わってきております。

令和5年度の本町小中学校での結果ですけれども、全国の平均を100とした標準化得点では、小学校6年生国語は103、算数が101、中学校3年生国語が101、数学が101、英語が99という結果となっております。国語・算数・数学については、両教科とも小・中全国平均を、わずかではありますが、上回っております。英語は、99とわずかに下回る結果となっております。ただ、英語に関しては、福岡県の標準化得点が92、本町よりも7ポイント低くなっています。であって、福岡県は九州の中で一番高い得点になっています。英語に関しては、各県すごく格差が今回出ておまして、東京、神奈川、愛知といった、外国籍のお子さんが多くて、日常的にネイティブの英会話が進んでいるところが高いという結果が

出ています。そんなところも考えると、全国では99と英語は下回っておりますけれども、久山町の子どもたちとしては、ある意味英語が一番頑張ったと言えるのではないかなというふうに考えております。各学校に町雇用のALTを配置している成果が表れているのではないかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、国語・算数・数学につきましては103、101、101と全国平均を上回っているということで、英語につきましては次に質問しようと思いましたが、この中で福岡県ではどの位置にあるのか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、前的には、基礎知識のA問題につきましては久山の子どもたちは結構いい点数でありましたけれども、B問題の応用問題、活用問題につきましては、なかなか点が取れない状況でございました。今回こういう形で、今教育長が説明されましたように、一体化の中では全国平均の形を上回っておるということで、その傾向的なものは、内容的にはどういう形で教育長は捉えてありますか。お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 議員のおっしゃられるとおり、A問題、B問題に分かれているときには、久山町の子どもはA問題はある程度確実に取るところがあったんですけども、B問題の方は若干苦手というところは確かにございました。今回、A問題、B問題一体化していて、全国平均を上回っているということにおいては、頑張っているのではないかなというふうには、ここで満足してはいけないんですけども、頑張っているのではないかなというふうに捉えているところです。

それから、英語における福岡県の位置というところなんですけれども、これはまだこの結果が公表されたばかりで、福岡県内の各市町における成績が全部公開されていないので、ここについてはまだ分からない状況でございます。

今回の成績ですけれども、先ほども言いましたように、これで満足という形ではないんですけども、各学校、先生たち、子どもたち、頑張ってください、全国基準は上回っているという形には、いいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、国語・算数・数学については以上ということで、県についてはまだ出ていないということでございました。

先ほど教育長の方が、先に英語につきまして話されましたので、次の話にいきます。

中学3年生の英語は、全国的には「読む、聞く、書く」の正答率が46.1%に上がるが、一方「話す」は12.4%にとどまっておるということで、技能別の差が浮き彫りになっておる全国的な話ということでございましたが、久山の生徒たちにつきましての正答率ということで、全体的な成績的なものは99と非常に素晴らしい数字ということでございますが、内容的には読む、聞く、書くにつきましてと併せて、話す方はどうだろうかということで、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 中学校英語、話すことの結果についてのご質問ですけれども、全国平均正答率が12.4%、久山町も12%と全国と変わらない数値が出ております。ただ、全国平均正答率12.4%というのは、本来あってはならない数字だと捉えています。本来、こういう問題を作るときには、期待正答率というものを設定して問題を作成するんですけども、40%を切るような期待正答率を設定することはほぼございません。それで、期待正答率とこういう全国平均の結果がこんなに開きがあるというのは、多分問題作成、文科省も大きな問題だというふうに捉えて、これは改善されるのではないかなというふうに思っています。話すことについては、文科省が期待している姿と、近年新設された外国語の現行の教科書にずれがあるということが課題として出てきていることが分かりますので、文科省の方から指導や改善が今後出てくると思われます。その指導や状況を見ながら、改善の取り組み、検討を久山町としても行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 成績につきましては、素晴らしい状況だということで伺いました。

次に、③番目の方に移らせていただきます。

③番目につきましては、久山町の方針として、全国的に人口が減っていく状況の中で、いかに若い、30代・40代の方たちがどこで子どもを育てるかということになってこう思うとですよ。その中で、久山町に30代・40代の夫婦の方に来ていただきたい、住んでいただきたいと思う中で、久山町は自然環境が豊かであり、道徳観もあり、そしてまた学校の成績的にもある程度上位にあるよという中で、それでは久山町で育てていこうという方向の中で、いろいろなことで今施策を久山町はしていると思います。

そういう中で、③番目ですが、少人数指導、特別支援対策の充実を図るため、そしてまた学科補充のための補助教員を町の単独の予算化でしておりますが、去年は教員不足ということで、なかなかその教員がそろわなかったということでお聞きしております。そういうことで、今年はそういうことも踏まえまして、早めに探すとか、いろいろなことで対策

は取られておるんじゃないかと思うのですが、今年の充当状況につきまして、どのような状況であるか、質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 近年、全国的に教員の不足というのが問題になってきているんですけども、福岡県の方も昨年度、定数が埋まらないまま1年間終わった学校もございます。昨年度末から、久山町は少ない学校ですので、年度初めにはきちっと教員の人数をそろえてほしいということをお願いしながら、年度初めの4月は山田小、久原小、久山中、久山町の3校とも久山町の教員の定数不足はゼロという状況でスタートしました。現在は、久原小において6月より産休に入った先生の育休・産休代替がなかなか見つからず、久原小は今1減の状況で進んでおります。

それから、ここ数年久山町でも支援を要する児童・生徒が増えているんですけども、学校に対しては働き方改革も強く求められ、久山町の学校の安全対策、学力向上、そういったものを大事にしながら、勤務時間に長短はありますけれども、久山町独自で雇用している職員が3校で延べ22名おります。久原小学校5名、山田小学校8名、久山中学校9名、それから不登校対応教職員4名です。私は、久原小学校の校長をしているときから感じていましたけれども、久山町独自で支援教員をこれだけ配置をしている市町というのは、そうないのではないかな、とても手厚いものがあり、学校現場でのきめ細かな行き届いた教育につながられているんじゃないかなというふうに思っております。そういう状況でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 本当に今教育長のお話で素晴らしい状況だということで、これを維持していくということで、大変だろうと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。

第2問目でございますが、交通安全対策として、町内道路標識のチェックおよび改善について質問をいたします。

これは、公安委員会、またそれから警察署の問題となるとは思いますが、町としてどういう対応をしていくか、またどういうチェック、また安全対策を考えるかをお尋ねするものでございます。

①番目でございます。

町道藤河～猪野線の大谷交差点から藤黒集会所の間に、以前は「この先大型進入禁止あり」の標識がありました。現在は、それがなくなっております。そして一方、草場住宅入り口に、「時速40km制限がここまで」の標識があり、以前はここに「大型進入禁止」の

標識がありました。そして、現在は草場住宅に入っただけに「大型進入禁止」の標識があり、その先、公園側に「大型進入禁止」の標識がある状況でございます。道路標識は公安委員会の関係とは思いますが、町としてどう考えるかということでの質問でございますが、これは藤河～猪野線の道路改良に合わせて、今現在改良された分は大型進入禁止がいつの間にか解除されて、そしてまた旧道に残ったものが住宅の入り口の中に、一部大型進入禁止になっておるということではなかろうかと思えます。しかしながら、今まで筑紫野古賀線から藤河黒河、草場を通過して猪野までの間で、大型進入を、通過交通させないということで、一部を大型進入禁止にされてきたと思うとですよ。それがいつの間にか、藤河～猪野線の道路改良が今半分ほど終わっておりますけれども、それがまだ完成していない中でも、いつの間にか解除されていると。それから、考えとしては、石切の工業的なものとか、いろいろなことでの今後の対策として、企業誘致とか、そういうものにつきましては、筑紫野古賀線側から工場団地用道路の進入道路という形で、草場住宅側からは大型車は通さないという方向でスタートしたんじゃないかと思えます。そういうことで、併せてその辺のご説明、また考え方について質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いろいろな開発が部分的にスタートして、それが段階的に、期間は一緒にやっていければ、問題というのも一括してできるんですが、なかなか今の状況からすると難しいと。そういうことが大きく起因しているのかなと思えます。石切の開発がもともとスタートにあって、それで行くと、今阿部議員が言われたように、二日市線の方から入ると。ただ、生活環境を整えていくということで、草場住宅の開発に伴い、藤河の方から今のスタートをしているという面もあると思えます。

それで、今の現状につきまして、私としてはこの藤河～猪野線を早期に完成していくというのが最終的な解決策だと思っておりますが、今の現状等につきまして、都市整備課長の方から説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

議員の一般質問に伴って現地の方を確認させていただき、また警察署の方に問い合わせ等しております。その結果をご報告させていただきたいと思えます。

ご質問の町道藤河～猪野線に、「この先大型車進入禁止あり」の表示看板は、ご指摘のとおり、立っておりません。以前立っていたものがなくなっているかどうかは、現在調査中でございます。現道の藤河～猪野線に大型車の車両規制の標識が立っていたかについては、粕屋警察署の方に照会いたしましたけれども、粕屋警察署のデータの中には、藤河～

猪野線のところに大型車規制の標識はないというデータであったということで、報告を受けております。

また、草場地区の入り口の40km速度規制や大型進入禁止の標識については、令和3年度に地元区長会の要望を受けて、速度規制標識の設置の要望を提出してはりましたが、道路幅員も広く、両側の歩道も整備されていた道路では、交通量の多くない道路に速度規制や大型車通行規制をかけることは難しいという前回回答をいただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 粕屋警察署に記録がないということでございますが、地域住民は大型進入禁止の標識があったということで、私も含めて近隣の方みんなに聞いて、確認はしております。再度お願いします。

それからもう一点は、道路に歩道ができるから交通規制がないということは、逆におかしいんじゃないかなと思うとですよ。県道猪野土井線であっても、歩道があって、今40kmの制限があるわけです。そして、草場の住宅は優良住宅ということで造成工事をした、あの住宅の手前で、ここまで40kmで、これから先は規制がありませんよになるわけです。おかしくないかなと思うとですよ、現実的に。そしてまた、藤河～猪野線についても、黒河までは両歩道がついておりますけれども、その先は歩道もなく、現道の狭い道路であります。そういうのが、今のところはフリーの形です。そういうことで、先月末に下山田で大きな事故もございまして、全線で車が渋滞した状況でございます。その時にも、11tダンプの車が藤河の方を迂回路として通過しているんですよ。そういう状況の中で、どう考えますかという形になるわけです。そういうことで、現状的には、また交通量増加でスピードも出してありますし、全く危険ということで、大型車も頻繁に通っているということであると、本当に草場地区の住宅が優良住宅の環境があるかなという形に思えます。そういうことで、再度これにつきましては警察と協議をされて、どういう形が一番いいかという形で再度協議をお願いしたいと思います。

次に入ります。

県道猪野土井線および町道上山田～下山田線の交差点部、新幹線高架下におきましては、上山田の方から下山田の方に向かうときの町道は一旦停止になっております。逆に下山田から上山田方面に向かうときは、県道の方が一旦停止ということで、町道の方は一旦停止ではないんですよ。ですからこの辺が、普通であれば県道が優先でございますので、県道の方がフリーに通って、町道の方が一旦停止に普通はなるんじゃないかなと思うま

す。この辺で、現時的には県道の方の一旦停止が、一旦停止線が長い形の一旦停止線なんです。なかなか止まりにくいし、半分以上止まっていないんですよ、きれいに。ですから、この辺も確認をしていただきたいと思います。この辺の問題についてお答えをお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 現道を私も確認しておりますが、都市整備課長の方からこの見解につきまして報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

福岡県土整備事務所ならびに警察の方に確認させていただきました。現道のところで県道と町道が交差する場所についてですけれども、県道であるとか町道であるという道路管理者の関係によって、優先というのが、どちらが優先ということはないということ聞いてきております。どちらを優先するかというところに関しましては、道路幅員が広い方とか、また交通量が多い方、あとは歩道を整備している方を主として、それ以外の方を従、優先ではない方にするというふうに県の方も判断されていますので、現状のところは特に問題はないというふうに伺っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そうであれば、県道の方に歩道を設置するとかいう形の整備を、町としてはお願いする形になるんじゃないかなと思うし、先日の大きな事故があったときにも、全部が渋滞しとったわけです。その中で、県道の方は全部並んでいたんです。分かります、言っている意味が。ですから、県道の方は全部一旦停止せないかんところでは、全部が車がつながっているんですよ。町道の方はそんなに繋がっていないんです。だから、主道はあくまでも県道じゃなかならうかと思うとですよ。それでいくと、県の方の歩道、またあそこの交差点を県道の形の交差点整備をする必要があるんじゃないかなと思うので、その点につきまして、町の方でもまた検討・協議していただきたいと思います。

3問目に入ります。

県道筑紫野古賀線の役場前交差点において、深井側から役場方面への右折車線は3～4台ありますが、実際に信号機の右折矢印がなくて、信号が1巡する間に車が1台通過するのがやっとの状況でございます。筑紫野古賀線の交通量が多いものですから、黄色の信号で突っ込んでくる車が多くあるんですよ。ですから、右折がなかなかできない、非常に危

ないということで、ここにも右折の矢印が要るんじゃないだろうか。せっかく右折ラインは設けてありますので、その辺を、非常に危険であるということで、町はどう捉えてありますかということで質問でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ③番目の件につきましても、後の④番目につきましても、今回の件につきまして事前に協議をしておりますので、都市整備課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

議員ご質問の右折信号については、昨年度、地元の区長から右折信号機設置の要望があった際に、粕屋警察署と協議を行っております。公安の右折信号機の設置の基準についてですが、右折をする車が3巡ほど、3回ほど待つような状況がない限り、設置は難しいというご回答でございました。粕屋警察署の交通規制係の方が現地を確認したところ、そのときは3巡している右折車、車両は見受けられず、右折信号の設置は現状の段階では難しいというご回答をいただいているところでございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 以上を調査されたということで、やむを得ないものもあろうかと思えますけれども、現実的には非常に危ないということでございます。

④番目に入ります。

多くの子どもたちが通園、通学などで通行するけやきの森幼稚園、山田小学校および駐車場周辺道路は、ゾーン30化（時速30kmの速度制限）ができないと聞きましたが、どういった理由でできないか、またスクールゾーン化の検討はできないものかということで質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

ゾーン30、時速30kmの速度制限の交通規制に関しては、一般的にハードルが高く、交通規制を行う前に道路の安全施策を行い、それでも解決しない場合に一定のエリアを設定し、ゾーン30等を交通規制するというステップを踏んでいくところでございます。

また、ゾーン30を設定するには、福岡県公安委員会での審議が必要となり、実施には年単位の長い時間を要すると言われております。山田小学校周辺の道路については、幹線道路の交通量もそれほど多くなく、住宅内の道路は抜け道として通過する車両もほとんどない状況であるため、ゾーン30の設置は極めて難しいと粕屋警察署の方から言われておりま

す。

一方、スクールゾーンについてですが、スクールゾーンの設定についても、規制範囲の関係者、付近住民の全員の同意が必要となり、同意書がそろった上で粕屋警察署や公安委員会との協議を必要としますので、相当の日数や年月が必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 地域の要望とか、そういう形で相当の時間を要するという事であっても、地域からの要望とかいう形を指導する必要があるんじゃないかなと思うんですね。今回、接触事故が何件があつとるんですよ。そういう中で、地域の人が交番に相談に行ったときに、何で地域で要望さっしやれんとですかという話なんです。ですからその辺が、要望したらできるのかということで、一番最初に幼稚園ができた時に、あの道路をそういう形でスクールゾーン、30km制限ができないかと相談してもらった時に、できませんの話やったとですよ。ですから、その周辺住民が要望すればできるのであれば、早くそういう署名関係でもですよ、区長さんはいつでもその辺は対応しますということ言っています。一番問題は、小学校の体育館の横の道路、お寺まで、あの道路は通り抜けて結構飛ばして行くんですよ。ですから、中学校から新幹線まで来るとあの幹線の町道は問題じゃなくて、小学校の体育館の横の側道、側道という言い方はおかしいかもしれないですけども、あれが通り抜けて飛ばすんです。だから、かえって危ないということで、幼稚園の関係、その分だけでも道路規制、またはスピードが出ない施策、構造にするとか、そういう形もしてもらいたいし、また地元とその辺を協議もし、警察とも協議をしていただきたいということで、再度お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、地元の要望は、暮らしの生活の中でもそちらを優先するよという地元の判断であれば、当然それに向かって対応していくべきだと思っています。

まずは何より、私もあの現場はしばらく立っていたことがありますので、把握はしています。幼稚園の送り迎えにしても、両方通られる方もいます。そういうことにつきましても、幼稚園の方に再度交通のルールというか、そういうものについての啓発をしていく。そして、体育館の利用についても、そういう面についてもやれることがないか、利用者だけじゃなく、看板関係もあれば、そういうものについても引き続き検討したいと思えます。ですから、両面の方向で同時にやっていくというのが必要かなと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 交通問題、今4問まで行いましたが、公安委員会、そして警察署の関係と、いろいろな形で連携もあるし協議もあろうと思いますので、よろしく交通安全対策をお願いしたいと思います。

それでは、3問目に入ります。

優良な生活住環境を創設するための全体構想についての質問でございますが、自然と共生するまち「健康田園都市」の実現に向け、まちづくりの根幹となる都市計画マスタープランの見直しの年でございます。現在、県道福岡直方線沿いに運輸倉庫計画が大きく進んでいると聞きますが、これは一つの例として今あげておりますが、久山らしい優良住宅ゾーンなど、町全体の構想として都市計画マスタープランをどのような形で関係をつくられていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のご質問の内容についてですが、まず都市計画のマスタープラン、現在都市計画マスタープラン土地利用方針というのは、平成15年3月から令和元年9月版ということで、この間の分が今現在の都市計画のマスタープランとなっております。福岡直方線沿いというのは、今ご指摘のところにつきましては、工業流通系施設ゾーンというふうに位置付けされており、これに沿った地区計画の内容で話が進んでいるんじゃないかなと思っています。今後、都市計画のマスタープランというのをどのように見直していくかということなんですが、実際に私は都市と農村というのが共生していく、お互いが共存していくためには、そこに明確な線を引いていくということがなければ、住民の皆さんの環境というのは整わないと思っています。こちらについては大事にしていくということで、都市計画のマスタープランの中で、今年度行う中では考えていきたいという方針でございます。

ただ、一方で物流関係というのは、どうしても規制的にはできない部分もあると。そういうことについても、どういうふうな久山町としていい位置付けにしていくかとなったときに、農地じゃなく、そこを住宅地にしていくということしか守れない場合もあると思います。できれば、住民サービスの向上につながるような部分に、沿線沿いについてはそういう土地利用というのをしていきたいと思っていますが、今後今年度の都市計画のマスタープランの見直しというのは、その面も含めた上での変化をどのように表していくかということが課題じゃないかと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 都市計画マスタープランの中で、せっかく久山町が全町都市計画区域

ということで、市街化調整区域ということで、今、町民の方に不自由な面を強いられている状況でございます。それは、優良な住宅環境をつくるためにということで、皆さん我慢されていると思うんです。しかし、その中で地区計画とか、いろいろなことで計画を進めておりますけれども、その中がトラックヤードになったり、いろいろなことで進んでおります。それからまた、今言われました特別積み合わせ貨物運送事業、これは都市計画法の中で許可不要という形になっております。許可不要になっておるからしょうのないという形ではなく、この地域は地区計画区域でございますので、計画は進められてもいいけれども、景観的なものとか植栽的なものとか、いろいろなことでこういう形でこの地域はしておりますので、そこは合わせてくださいとか、そういう形ができないものかと思っておりますよ。開発されるのは、当然許可不要ですから、できます。しかしながら、そういうことで久山町として、こういう地域はこういう景観をここは守っていますとかいうようなことの中で、協力をお願いするということとか、そういうことを地域と合わせて、住環境整備に努めていただきたいと思うとですよ。そういう関係ということで、ここにはあげとるわけです。ですから、どうしても許可不要ですから、町としては何もできません、できませんではなくて、久山町のまちづくりとして、こういう形で久山町は進んでおりますという中で、この分だけは協力をお願いできませんかとかいう形のまちづくりの中で協力をお願いするという形で、素晴らしい住環境をつくっていただきたいと思っております。その点につきまして、再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。決して物流が建つのはしょうがないかというふうに思っているわけではありません。景観、そしてそういう土地利用の明確な方針というのを打ち出していくということに対して、やれることはないかということで今議論をしています。本来、久山町の場合は、今議員のお話にあったように、調整区域、都市計画区域ですので、地区計画制度を活用して住宅を開発してきたというような状況になっております。一方で、本来でありますと、市街化区域においては地区整備計画を立てて地区計画を立てるということは、逆に規制をするというものになります。久山町においても、今後そういう地区計画で建てられるもの、建ったもの、企業の物流倉庫についても、今現在、地区計画をかける場合は何らかの良好な環境に努めるという規制をかけていこうということは、すでに検討を行っている状況になっておりますので、それは報告させていただきます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、何のために市街化調整区域になったのかとしまいに

分からなくならないような形の、まちづくりの整然とした形の久山町づくりに努めていた
だきたいと思います。

4番目に入ります。

草場地区の住環境整備について質問でございます。

桜の丘住宅整備が完了し、次に周辺住宅、草場池周辺整備を進めていく必要があると考
えますが、次の段階として、紅葉台住宅の道路側の町有地を活用して住宅整備を進めては
どうかということの質問でございます。

今、桜の丘はできましたので、一応これで完了ですよということでも思われてもいけませ
ん。継続的に草場地区の住宅整備を今町として進めていますよということの、何らかの形
の意思表示を続けてほしいと思うわけです。そういうことで、質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町としましても、草場地区、桜の丘地区の住宅整備については、平成
27年度から計画を開始し、令和3年度をもって事業を完了したところです。こういう地域
の環境もよく、また草場地区住民のご協力もあり、早期のうちに事業を完了したことは、
今後の草場地区の発展に大きく寄与するのではないかと考えています。

今年度につきましても、草場地区の入り口である新幹線高架下から北側に向けての土地
区画整理事業の業務委託を行うこととしています。これは、阿部議員のご質問にも以前あ
った件かなと思っています。当然、町としてはそれをまず第1段階としています。今回、
一般質問にあります箇所につきましては、ご存じのとおり、長浦池だった場所で、隣接す
る町営住宅の一部が地盤沈下による家屋の傾きにより、取り壊しを行った経緯がある場所
でもあります。しかしながら、埋め戻しを行って約30年がたっておりますので、まずは地
盤強度などの調査を行い、その結果を踏まえた活用については、検討したいと今考えてい
ます。

この草場地区だけではないんですが、久山町自体に土地を求められて来られる、転入を
求められて来られる方というのが多くなっています。引き続き町有地としてやれる場所、
また住宅開発の分として利用できる場所については、町としても積極的に展開していきたい
と思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 新幹線側の今からの地区計画的なものは、一応進めていただいている
ということで前に聞いておりますが、しかしながら、それが目に見えんとすよね。です
から、今言っておりますように、紅葉台の横ということで、これは町長が思われているの

は、先側の広く整地したところがため池を埋めている。手前側は地山なんです。ですから、手前側は大体6戸ぐらい建つんです。前回、今建つとる紅葉台の分と合わせて、次に第2期工事という形で考えていた分が6戸ぐらい残っているんですよ。ですから、その分だけでも、これは町がお金を使うことではなくて、ハウスメーカーとかにそのまま更地を、住宅計画しませんかと持ちかける形で、町はそのままの形で買い上げてもらって、あとは住宅にしてもらおうとか、そういう町のお金をできるだけ使わなくて、町有地を活用してもらおうと。先側につきましては、道路の取り付けの関係もありますし、また駐車場的な問題も出てくるわけですよ。ですから、今新しい住宅の方は駐車場から、いろいろなことで整備されております。ですけれども、昔からおられる方は、今駐車は大体自分の住宅の近くに止められているということで、その辺の不公平感もありましようから、そういう広場を駐車場にするとか、そこは池を埋めたところでございますので、住宅ではなくて、そういう形で活用とかという形で進めていただければと思います。再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のご質問の場所と私たちが考えている場所が少し違っていたのかなと思うんですが、まず長浦池の件につきましても、そういうふうな住宅じゃない利用というのについても視野に、地盤強度を測りたいなという思いで回答しています。今言われているような、まず町として住宅地が建つような場所につきましては、今後はハウスメーカーに依頼して、建設を行ってもらおうという形を取っていくのが基本になると思っています。そういう場所につきましては、今後町内も含め、草場地区も含めて調査をしながら、そういう形で処分できる、または住宅促進になるような場所についてはやっていきたいと思っています。この長浦地区の利用については、草場地区の中でどういう位置付けをしていくかということも踏まえた上で考えたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） せっかく草場地区の住宅整備に取りかかっておられますので、町としても、これで途切れたということではなくて、引き続きこういう整備が今進んでいますよということが目に見える形で、なお一層進めていただければと思います。

質問はこれで終わります。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しま

した。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後2時15分